

化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針の一部を改正する件（案）に関する意見募集の結果について

令和 8 年 8 月 31 日
厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課

化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針の一部を改正する件（案）について、令和 8 年 7 月 10 日（金）から同年 8 月 9 日（日）まで御意見を募集したところ、4 件の御意見をいただき、うち 3 件は本件に関する御意見、残り 1 件は本件とは関係の無い御意見でした。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方については、以下のとおりです。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	【試料採取方法等の公表について】 試料採取方法と分析方法の詳細についても同時に公開すべき。	試料採取方法と分析方法の詳細については、指針において規定する予定はありません。 なお、化学物質管理に係る専門家検討会報告書の別紙として、個々の物質の捕集方法と分析方法（個票）を、施行までには、厚生労働省ホームページにおいて公開する予定です。
2	【CAS RN の記載について】 別表には CAS RN を追記すべき。	CAS RN は日本政府が定めたものではないため、労働安全衛生法令及び関係告示・公示においては、化学物質の名称で規制対象を規定しております。 なお、厚生労働省ホームページに掲載している一覧表においては、CAS RN も記載しています。（リンク： https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001252610.xlsx ※）

		※リンクは、一覧表の更新時に変更になる場合があります。ご注意ください。
3	【飽和蒸気圧濃度の定義について】 「飽和蒸気圧」を「飽和蒸気圧濃度」に改めて、その定義を定めた改正の趣旨はなにか。	改正前の指針の「飽和蒸気圧／濃度基準値」の「飽和蒸気圧」は、化学物質が飽和蒸気圧に達した状態における当該化学物質の空気中の濃度という趣旨※でしたが、その趣旨や算出方法がわかりにくいとのご意見があったことを踏まえて、令和7年度化学物質管理に係る専門家検討会報告書の内容に基づき「飽和蒸気圧濃度」と用語の適正化を図るとともに、その算出方法を示したものです。 ※ 飽和蒸気圧濃度は、飽和蒸気圧における濃度を ppm として換算し、それを用いて計算される。例えばある物質の飽和蒸気圧が 8×10^{-3} mmHg の場合、大気圧が 760mmHg とすると、飽和蒸気圧における当該物質の濃度は $0.008/760=0.000010=10\text{ppm}$ となる。

※上記のほか、1件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。